



宮 崎 県 公 報

平成21年 4 月20日 (月曜日) 第 2076 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

	頁
告 示	
○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 2	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… () 2	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の辞退…………… () 2	
○保安林の指定予定の通知 (4 件) …………… (自然環境課) 2	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 3	
公 告	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 3	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4	
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 4	

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成21年 4 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 344号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程 (昭和38年宮崎県告示第 381号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																										
<p>別表第 3 (第 7 条関係)</p> <p>宮崎県災害対策本部事務分掌表</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <th>部室名</th> <th>班 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="3">農政水産 対策室</td> <td>農政企画 班</td> <td>1～3 [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農産園芸 班</td> <td>1 [略] 2 災害時における流通対策の総合調整に関すること。</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	部室名	班 名	分 掌 事 務	[略]	農政水産 対策室	農政企画 班	1～3 [略]	[略]		農産園芸 班	1 [略] 2 災害時における流通対策の総合調整に関すること。	[略]	<p>別表第 3 (第 7 条関係)</p> <p>宮崎県災害対策本部事務分掌表</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <th>部室名</th> <th>班 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td rowspan="3">農政水産 対策室</td> <td>農政企画 班</td> <td>1～3 [略] 4 災害時における農産物 (食料) の流通対策の総合調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農産園芸 班</td> <td>1 [略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	部室名	班 名	分 掌 事 務	[略]	農政水産 対策室	農政企画 班	1～3 [略] 4 災害時における農産物 (食料) の流通対策の総合調整に関すること。	[略]		農産園芸 班	1 [略]	[略]
[略]																											
部室名	班 名	分 掌 事 務																									
[略]																											
農政水産 対策室	農政企画 班	1～3 [略]																									
	[略]																										
	農産園芸 班	1 [略] 2 災害時における流通対策の総合調整に関すること。																									
[略]																											
[略]																											
部室名	班 名	分 掌 事 務																									
[略]																											
農政水産 対策室	農政企画 班	1～3 [略] 4 災害時における農産物 (食料) の流通対策の総合調整に関すること。																									
	[略]																										
	農産園芸 班	1 [略]																									
[略]																											
<p>別表第 4 (第 9 条関係)</p> <p>宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所及び所管区域表</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>宮崎県災害対策本部 南那珂地方支部</td> <td>日南市 宮崎県南那珂農林振興局内</td> <td>日南市 串間市 南那珂郡</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	名称	設置場所	所管区域	[略]	宮崎県災害対策本部 南那珂地方支部	日南市 宮崎県南那珂農林振興局内	日南市 串間市 南那珂郡	[略]	<p>別表第 4 (第 9 条関係)</p> <p>宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所及び所管区域表</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>宮崎県災害対策本部 南那珂地方支部</td> <td>日南市 宮崎県南那珂農林振興局内</td> <td>日南市 串間市</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	名称	設置場所	所管区域	[略]	宮崎県災害対策本部 南那珂地方支部	日南市 宮崎県南那珂農林振興局内	日南市 串間市	[略]										
名称	設置場所	所管区域																									
[略]																											
宮崎県災害対策本部 南那珂地方支部	日南市 宮崎県南那珂農林振興局内	日南市 串間市 南那珂郡																									
[略]																											
名称	設置場所	所管区域																									
[略]																											
宮崎県災害対策本部 南那珂地方支部	日南市 宮崎県南那珂農林振興局内	日南市 串間市																									
[略]																											

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 345号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
有限会社ケーアイ調剤薬局 都城店	都城市	薬局	平成21年 4月1日
日南訪問看護ステーション	日南市	指定訪問看護事業者等	平成21年 4月1日

宮崎県告示第 346号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
まいづる薬局	宮崎市	薬局	平成21年 4月1日
ひむか薬局柳丸店	宮崎市	薬局	平成21年 4月1日
平部薬局	日南市	薬局	平成21年 4月1日
有限会社みどり調剤薬局	高鍋町	薬局	平成21年 4月1日
合資会社カイ薬局	延岡市	薬局	平成21年 4月1日
訪問看護ステーション敬寿	宮崎市	訪問看護	平成21年 4月1日
宮崎県看護協会訪問看護ステーションなでしこ1号館	小林市	訪問看護	平成21年 4月1日

宮崎県告示第 347号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関はその指定を辞退した。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	辞 退年月日
南部病院	宮崎市	精神通院医療	平成21年 4月10日
小宮調剤薬局	延岡市	薬局	平成21年 4月10日

宮崎県告示第 348号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1160-14・1160-25・1160-26（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 349号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字竹ノ谷山1978-1、1980-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 350号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字中崎3889-1、3896-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字中崎3889-1(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 351号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字栗巢3529-5、3530-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字栗巢3529-5・3530-1(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 352号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年4月20日から平成21年5月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 218号	西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 505番3地先から同郡同町同大字同字 505番 8地先まで	旧	18.2 ~ 36.0	49.2
				新	18.2 ~ 29.6	49.2

宮崎県告示第 353号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年4月20日から平成21年5月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
363	県道	綾宮崎自転車道線	宮崎市大字瓜生野字油出3402番1地先から同市同大字同字3421番2地先まで	旧	14.5 ~ 52.5 5.7 ~ 23.0	170.0 232.0
				新	14.5 ~ 52.5	170.0

公 告

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長から次のとおり通知があった。

平成21年 4月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
公共測量 (河川計画図作成)
- 2 作業期間
平成21年 3 月 7 日から平成21年10月30日まで
- 3 作業地域
宮崎県えびの市向江地先外

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40 万を超える場合に於ては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成 21年 3 月30日現在次のとおりである。

平成21年 4 月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,749人
 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超え
 る場合に於ては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万
 に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,901人

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合に於ては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成21年 3 月30日現在次のとおりである。

平成21年 4 月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

日南市選挙区 16,572人

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設 (平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号) の一部を次のように改正する。

平成21年 4 月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「 (平成20年10月 1 日現在) 」を「 (平成21年 3 月30日現在) 」に改め、

大手公民館	日南市大字楠原4105番地 3	130
中央区公民館	〃 大字戸高1517番地	300
川下研修センター	〃 大字萩之嶺 892番地 3	200
桜馬場公民館	〃 大字酒谷乙5048番地 2	150
日南総合運動公園多目的体育館	〃 大字殿所2200番地	1,500

を

「

日南総合運動公園多目的体育館	日南市大字殿所2200番地	1,500
日南市北郷ふれあい交流センター	日南市北郷町郷之原乙1570番地	180
南郷西町体育館	日南市南郷町西町 1 番地 2	800

」

に改め、

「

北郷町ふれあい交流センター	北郷町大字郷之原乙1570番地	180
西町体育館	南郷町西町 1 番地 2	800

」

を削る。